

平成十九年政令第二百八十八号

自転車競技法第三十九条第一項の期間を定める政令

内閣は、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自転車競技法第三十九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附 則

この政令は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。